

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○土地改良法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四〇）

〔訓 令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府一五）

〔告 示〕

○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（内閣府六八）

三

○内閣総理大臣の所掌に係る個人情報保護に関する法律第五章第二節から第五節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（同六九）

○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（金融庁三一）

四

警察庁

○除籍の一部が滅失した件（法務九七）

○原戸籍の一部が滅失した件（同九八）

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働一八九）

○特定水産動物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号）第二条及び第四条の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示する加工品を公表する件（農林水産九四〇）

○高速自動車国道に関する件（国土交通五九四〇五九七）

○登録基幹技能者講習の登録をした件（同五九八）

○不燃材料を定める件の一部を改正する告示（同五九九）

○道路に関する件（東北地方整備局七〇、七二）

○道路に関する件（中部地方整備局七〇）

○道路に関する件（九州地方整備局七〇）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

警察庁

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）

羅臼地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）

稚内管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）

留萌管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）

小樽管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）

函館管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）

室蘭管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

四

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）

羅臼地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）

稚内管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）

留萌管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）

小樽管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）

函館管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）

室蘭管内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

事業計画の公表について（同）

七

〔公 告〕

諸事項

官庁

証票無効、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

三

九

八

○国土交通省告示第五百九十五号
 次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和四年五月三十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和四年五月三十一日
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫
 路線名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
 九州縦貫自動車道鹿児島線 久留米市御井町字高良山二九九番二一六から同市御井町 令和四年六月一日〇時
 宮崎線 字高良山二九九番二一五まで

○国土交通省告示第五百九十六号
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和四年五月三十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和四年五月三十一日
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫
 路線名 東北横断自動車道釜石秋田線
 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
後 別	前	最大 (メートル) 一一〇	(メートル) 二九三
	後	最小 二八	
	最大 二四三		
	最小 五八		

横手市山内筏大堤沢四八番一から同市山内筏字水上六一番二まで

○国土交通省告示第五百九十七号
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和四年五月三十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和四年五月三十一日
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫
 路線名 東九州自動車道
 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
後 別	前	最大 (メートル) 七二	(メートル) 九一七
	後	最小 一一二	
	最大 一八八		
	最小 二五		

宮崎県児湯郡新富町大字新田一七九三番一から同県児湯郡新富町大字新田一七九七番七まで

○国土交通省告示第五百九十八号
 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示する。
 令和四年五月三十一日
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- (一) 登録年月日
令和四年四月十九日
- (二) 登録番号 40
- (三) 登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
一般社団法人 全国圧入協会
(代表者 中岡 智信)
- (四) 東京都港区港南二丁目四番三号
登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地
国際圧入センター（IPC）
- (五) 東京都港区港南二丁目四番三号
登録基幹技能者講習事務を開始する年月日
令和四年四月二十日
- (六) 登録基幹技能者講習の種類
登録圧入工基幹技能者

○国土交通省告示第五百九十九号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第二条第九号の規定に基づき、不燃材料を定める件（平成十二年建設省告示第千四百号）の一部を次のように改正する。
 令和四年五月三十一日
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- 第一条 この告示は、公布の日から施行する。
- 第二条 準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件の一部改正
 準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件（平成二十一年国土交通省告示第千二百二十五号）の一部を次のように改正する。
 第一号中「及び第十二号から第十七号」を、「第十二号、第十三号及び第十五号から第十八号」に改める。
 （特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件等の一部改正）
- 第三条 次に掲げる告示の規定中「平成十二年建設省告示第千四百号第十五号」を「平成十二年建設省告示第千四百号第十六号」に改める。
 一 特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号）第五号ハ(1)(ii)
- 二 火災により生じた煙又はガスの高さに基づく階避難安全検証法に関する算出方法を定める件（令和三年国土交通省告示第四百七十五号）第一号イ

○東北地方整備局告示第七十号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年五月三十一日
 東北地方整備局長 稲田 雅裕

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 百八号